

## 議案第 54 号

### 伊賀市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり伊賀市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

### 記

#### 1 指定する郵便局の名称

古山郵便局、阿波郵便局及び矢持郵便局

#### 2 取扱事務の範囲

- (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する戸籍謄本等及び除籍謄本等の交付（当該戸籍又は当該除籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付並びに当該請求に係る戸籍謄本等及び除籍謄本等の引渡しに関する事務
- (2) 法第 2 条第 2 号に規定する納税証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡しに関する事務
- (3) 法第 2 条第 3 号に規定する住民票の写し等及び除票の写し等の交付の請求の受付並びに当該請求に係る住民票の写し等及び除票の写し等の引渡しに関する事務
- (4) 法第 2 条第 4 号に規定する戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付（当該戸籍の附票に記載され、又は当該戸籍の附票の除票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付並びに当該請求に係る戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの引渡しに関する事務
- (5) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 24 条の規定に基づく同条の届出の受付

及び当該届出に係る同法第 22 条第 2 項に規定する文書の引渡しに関する事務

(6) 法第 2 条第 8 号に規定する印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡しに関する事務

(7) 市長が登録した印鑑に係る登録の廃止の申請の受付に関する事務

### 3 取扱期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、当該期間の満了の 3 か月前までに、伊賀市及び日本郵便株式会社のいずれもが書面により事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を 1 年間延長することとし、以後も同様とする。